

令和2年第3回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和2年9月

目 次

承認案第 1 4 9 号	専決処分の承認について…………… 1 (建設部災害復旧推進課)
議案第 1 5 5 号	財産の取得について…………… 4 (消防局消防総務課)
議案第 1 5 6 号	財産の取得について…………… 5 (消防局警防課)
議案第 1 5 7 号	財産の無償譲渡について…………… 6 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 5 8 号	財産の無償譲渡について…………… 7 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 5 9 号	財産の無償譲渡について…………… 8 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 6 0 号	財産の無償譲渡について…………… 9 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 6 1 号	財産の無償譲渡について…………… 1 0 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 6 2 号	財産の無償譲渡について…………… 1 1 (生活環境部地域づくり推進課)

議案第 1 6 3 号	財産の無償譲渡について……………	1 2
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 6 4 号	財産の無償譲渡について……………	1 3
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 6 5 号	財産の無償譲渡について……………	1 4
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 6 6 号	財産の無償譲渡について……………	1 5
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 6 7 号	財産の無償譲渡について……………	1 6
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 6 8 号	財産の無償譲渡について……………	1 7
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 6 9 号	財産の無償譲渡について……………	1 8
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 7 0 号	財産の無償譲渡について……………	1 9
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 7 1 号	財産の無償譲渡について……………	2 0
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 7 2 号	財産の無償譲渡について……………	2 1
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	

議案第 1 7 3 号	財産の無償譲渡について……………	2 2
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 7 4 号	財産の無償貸付けについて……………	2 3
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 7 5 号	財産の無償貸付けについて……………	2 4
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 7 6 号	財産の無償貸付けについて……………	2 5
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 7 7 号	財産の無償貸付けについて……………	2 6
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 7 8 号	財産の無償貸付けについて……………	2 7
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 7 9 号	財産の無償貸付けについて……………	2 9
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 8 0 号	財産の無償貸付けについて……………	3 0
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 8 1 号	財産の無償貸付けについて……………	3 1
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 8 2 号	財産の無償貸付けについて……………	3 2
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	

議案第 1 8 3 号	財産の無償貸付けについて……………	3 3
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 8 4 号	財産の無償貸付けについて……………	3 4
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 8 5 号	財産の無償貸付けについて……………	3 5
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 8 6 号	市道の路線の認定について……………	3 6
	(建設部建設管理課)	
議案第 1 8 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 7
	(教育委員会生涯学習部生涯学習課)	
議案第 1 8 8 号	委託契約の締結について……………	3 8
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第 1 8 9 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に ついて……………	3 9
	(総務部職員課)	
議案第 1 9 0 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の 一部改正について……………	4 1
	(総務部職員課)	
議案第 1 9 1 号	東広島市税条例及び東広島市都市計画税条例の 一部改正について……………	4 2
	(財務部資産税課)	

議案第 1 9 2 号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について……………	4 3
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 9 3 号	東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について……………	4 4
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 9 4 号	東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	4 5
	(健康福祉部介護保険課)	
議案第 1 9 5 号	東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について……………	4 6
	(建設部建設管理課)	
議案第 1 9 6 号	東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正について……………	4 7
	(教育委員会生涯学習部生涯学習課)	
議案第 1 9 7 号	東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について……………	4 9
	(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)	

専決処分の承認について（請負契約の締結）

（建設部災害復旧推進課）

1 専決処分をした理由

令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事（2-2）の請負契約を締結することについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 工事の内容

土木一式工事

ア 土木施設災害復旧事業

(ア) 道路

施工箇所 11箇所

復旧延長 656メートル

(イ) 河川

施工箇所 1箇所

復旧延長 92メートル

イ 林業用施設災害復旧事業

道路

施工箇所 2箇所

復旧延長 131メートル

ウ 農業用施設災害復旧事業

(ア) 農地

施工箇所 44箇所

復旧延長 706メートル

排土量 18,217立方メートル

(イ) 道路

施工箇所 5箇所
復旧延長 94メートル

(ウ) 水路

施工箇所 27箇所
復旧延長 2,641メートル

(エ) 頭首工

施工箇所 2箇所
復旧延長 32メートル

(オ) ため池

施工箇所 1箇所
排土量 58立方メートル

(2) 契約金額

4億7,885万7,500円

(3) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿5015番地の5
株式会社東豊建設
代表取締役 一 楽 日 月

(4) 工期

専決処分の日(令和2年8月3日)の翌日から令和4年3月31日まで

3 専決処分年月日

令和2年8月3日

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議

決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第155号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島市消防団第四方面隊川上分団、第十方面隊第一分団及び第十方面隊第三分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

- (1) 種別 動産
- (2) 種類 消防用車両
- (3) 品名 小型動力ポンプ付積載車
- (4) 数量 3台

3 取得価格

2,526万4,800円

4 相手方

東広島市安芸津町風早3133番地の2
中下モータース有限公司
代表取締役 中 下 智 洋

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第156号

財産の取得について

(消防局警防課)

1 提案の理由

東広島消防署西分署、東広島消防署北分署、東広島消防署安芸津分署及び大崎上島消防署に配備する高規格救急自動車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

- (1) 種別 動産
- (2) 種類 救急用車両
- (3) 品名 高規格救急自動車
- (4) 数量 4台

3 取得価格

1億2,802万6,800円

4 相手方

東広島市西条町御薊宇6466番地3

広島トヨタ自動車株式会社西条店

店長 飯 盛 公 一

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第157号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

高美が丘四丁目コミュニティ会館の建物を高美が丘四丁目コミュニティ会館管理運営委員会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市高屋高美が丘四丁目29番1号	建物	木造平屋建て	91.92

3 相手方

東広島市高屋高美が丘四丁目29番1号
高美が丘四丁目コミュニティ会館管理運営委員会
委員長 吉 寄 寛

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第158号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

高美が丘七丁目コミュニティ会館の建物を高美が丘七丁目自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市高屋高美が丘七丁目10番2号	建物	木造平屋建て	91.28

3 相手方

東広島市高屋高美が丘七丁目10番2号

高美が丘七丁目自治会

会長 松 嶋 常 雄

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第159号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

高美が丘八丁目コミュニティ会館の建物を高美が丘八丁目自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市高屋高美が丘八丁目17番1号	建物	木造平屋建て	79.08

3 相手方

東広島市高屋高美が丘八丁目17番1号

高美が丘八丁目自治会

会長 大高下 利 彦

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第160号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

田代会館の建物を田代自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市黒瀬町津江1535番地	建物	木造平屋建て	130.84

3 相手方

東広島市黒瀬町津江2107番地4

田代自治会

自治会長 槌 本 敏 雄

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第161号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

北組集会所の建物を北組集会所管理会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市豊栄町乃美3691番地1	建物	木造平屋建て	104.30

3 相手方

東広島市豊栄町乃美3691番地1

北組集会所管理会

会長 津 島 久 利

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第162号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

8の組コミュニティホームの建物を小田8の組自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市河内町小田1773番地3	建物	木造平屋建て	68.60

3 相手方

東広島市河内町小田1773番地3

小田8の組自治会

会長 小早川 正 治

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第163号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

浜地区集会所の建物を港区に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

区分	所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
浜地区 集会所	東広島市安芸津町三津4106 番地59	建物	木造平屋 建て	182.98
倉庫	東広島市安芸津町三津4106 番地59	建物	木造平屋 建て	21.66

3 相手方

東広島市安芸津町三津4106番地59

港区

区長 倉 本 正 行

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
い。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第164号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

小谷福寿会館の建物を日名条区に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市高屋町小谷3564番地1	建物	木造平屋建て	136.64

3 相手方

東広島市高屋町小谷3564番地1

日名条区

区長 奥 戸 政 行

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第165号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

重兼老人集会所の建物を重兼を住みよくする会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市高屋町重兼145番地	建物	木造平屋建て	105.99

3 相手方

東広島市高屋町重兼145番地

重兼を住みよくする会

会長 福 原 新一郎

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第166号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

下板城地区老人会館の建物を保田区に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市黒瀬町国近778番地	建物	木造平屋建て	285.69

3 相手方

東広島市黒瀬町国近1711番地1

保田区

区長 網 川 実 歳

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第167号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

梶屋迫老人集会所の建物を梶屋迫区に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市黒瀬町小多田1187番地 3	建物	木造平屋建て	99.97

3 相手方

東広島市黒瀬町小多田1187番地3

梶屋迫区

区長 北土井 好 夫

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第168号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

丸山日の出老人集会所の建物を日ノ出会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市黒瀬町丸山947番地	建物	木造平屋建て	75.69

3 相手方

東広島市黒瀬町丸山947番地

日ノ出会

講中頭 中野 照文

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第169号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

丸山老人集会所の建物を丸山会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市黒瀬町丸山10163番地 1	建物	木造平屋建て	125.47

3 相手方

東広島市黒瀬町丸山163番地1

丸山会

会長 岡 田 博 陽

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第170号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

新開老人集会所の建物を新開自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市福富町上竹仁247番地4	建物	木造平屋建て	104.25

3 相手方

東広島市福富町上竹仁272番地

新開自治会

会長 大石 伸 明

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第171号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

中組老人集会所の建物を中組自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市福富町上竹仁312番地	建物	木造平屋建て	126.28

3 相手方

東広島市福富町上竹仁331番地6

中組自治会

会長 山 崎 晴 幸

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第172号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

平上老人集会所の建物を平上老人集会所管理組合に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市福富町上戸野2224番地	建物	木造平屋建て	105.58

3 相手方

東広島市福富町上戸野2162番地2

平上老人集会所管理組合

会長 世 戸 邦 夫

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第173号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

河戸老人集会所の建物を月の瀬自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市河内町河戸2916番地6	建物	木造平屋建て	101.64

3 相手方

東広島市河内町河戸2916番地6

月の瀬自治会

会長 古 田 正 晴

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第174号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

高美が丘四丁目コミュニティ会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市高屋高美が丘四丁目29番1	土地	宅地	260.34

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

4 相手方

東広島市高屋高美が丘四丁目29番1号

高美が丘四丁目コミュニティ会館管理運営委員会

委員長 吉 寄 寛

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 175 号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

高美が丘七丁目コミュニティ会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市高屋高美が丘七丁目 10 番 2	土地	宅地	251.34

3 貸付期間

令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 相手方

東広島市高屋高美が丘七丁目 10 番 2 号

高美が丘七丁目自治会

会長 松 嶋 常 雄

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第176号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

高美が丘八丁目コミュニティ会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市高屋高美が丘八丁目17番1	土地	宅地	343.08

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

4 相手方

東広島市高屋高美が丘八丁目17番1号

高美が丘八丁目自治会

会長 大高下 利彦

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第177号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

田代会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市黒瀬町津江字御堂反1535番	土地	宅地	449.81

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

4 相手方

東広島市黒瀬町津江2107番地4

田代自治会

自治会長 槌本敏雄

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第178号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

北組集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市豊栄町乃美3690番1	土地	宅地	60.00
東広島市豊栄町乃美3690番2	土地	宅地	32.85
東広島市豊栄町乃美3690番3	土地	宅地	51.00
東広島市豊栄町乃美3690番4	土地	宅地	3.38
東広島市豊栄町乃美3691番1	土地	宅地	63.00
東広島市豊栄町乃美3692番1	土地	宅地	280.00
東広島市豊栄町乃美3692番4	土地	宅地	7.69
東広島市豊栄町乃美3692番7	土地	宅地	78.74
東広島市豊栄町乃美3692番8	土地	宅地	0.33
東広島市豊栄町乃美3696番5	土地	宅地	2.07
東広島市豊栄町乃美3696番6	土地	宅地	51.31
計			630.37

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

4 相手方

東広島市豊栄町乃美3691番地1

北組集会所管理会

会長 津 島 久 利

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第179号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

8の組コミュニティホームを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市河内町小田字宮沖1773番1	土地	宅地	87.00
東広島市河内町小田字宮沖1773番3	土地	宅地	430.41
計			517.41

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

4 相手方

東広島市河内町小田1773番地3

小田8の組自治会

会長 小早川 正 治

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第180号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

浜地区集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市安芸津町三津字浜町4106番59	土地	雑種地	1,599

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

4 相手方

東広島市安芸津町三津4106番地59

港区

区長 倉 本 正 行

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第181号

財産の無償貸付けについて

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

小谷福寿会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市高屋町小谷3564番1の一部	土地	宅地	443.55

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

4 相手方

東広島市高屋町小谷3564番地1

日名条区

区長 奥 戸 政 行

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第182号

財産の無償貸付けについて

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

下板城地区老人会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地及び駐車場用地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市黒瀬町国近字東垣内777番	土地	宅地	360.00
東広島市黒瀬町国近字東垣内778番	土地	原野	247
東広島市黒瀬町国近字長通り648番の一部	土地	田	351.6
計			958.6

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

4 相手方

東広島市黒瀬町国近1711番地1

保田区

区長 網 川 実 歳

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第183号

財産の無償貸付けについて

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

梶屋迫老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市黒瀬町小多田字山下1187番3	土地	田	258
東広島市黒瀬町小多田字山下1187番4	土地	原野	8.00
東広島市黒瀬町小多田字山下1187番5	土地	田	3.53
東広島市黒瀬町小多田字山下1188番	土地	原野	79
計			348.53

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

4 相手方

東広島市黒瀬町小多田1187番地3

梶屋迫区

区長 北土井 好 夫

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第184号

財産の無償貸付けについて

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

丸山日の出老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市黒瀬町丸山字山添947番	土地	宅地	120.79
東広島市黒瀬町丸山字山添948番1	土地	宅地	169.65
計			290.44

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

4 相手方

東広島市黒瀬町丸山947番地

日ノ出会

講中頭 中野 照文

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第185号

財産の無償貸付けについて

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

平上老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市福富町上戸野字桶峠2223番1	土地	畑	114
東広島市福富町上戸野字桶峠2223番2	土地	宅地	137.41
東広島市福富町上戸野字桶峠2224番	土地	宅地	954.24
計			1,205.65

3 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

4 相手方

東広島市福富町上戸野2162番地2

平上老人集会所管理組合

会長 世戸 邦夫

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第186号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

一般交通の用に供するため、次の路線を市道として認定しようとするものである。

路線名	認定の理由
寺家南66号線	住宅団地内の道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
大沢46号線	
城ヶ原2号線	

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第187号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 提案の理由

東広島市立図書館の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市立中央図書館	TRC・シナジーグループ 代表者 株式会社図書館流通センター 代表取締役 細川 博史 構成員 株式会社シナジー 代表取締役 樽本 陽輔	東京都文京区大塚三丁目1番1号
東広島市立サンスクエア児童青少年図書館		
東広島市立黒瀬図書館		
東広島市立福富図書館		
東広島市立豊栄図書館		
東広島市立河内こども図書館		
東広島市立安芸津図書館		

- (2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第188号

委託契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

東広島市立小中学校情報ネットワーク環境施設整備業務の委託契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 業務の内容

小学校及び中学校における情報ネットワークの整備に係る調査及び設計、ローカルエリアネットワーク（LAN）の配線工事、充電保管庫及び通信機器の設置並びにこれらに付随する業務

(2) 契約金額

4億3,450万円

(3) 契約の相手方

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
ネットワンシステムズ株式会社
代表取締役 荒井 透

(4) 履行期間

令和2年10月1日から令和3年3月12日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第189号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

防疫等作業従事職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症に対処するために行われた措置に係る作業に従事した場合の特例を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員が、新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって次に掲げるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。(附則第2項関係)

ア 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)の身体に接触して、又は患者等に接して行う検体の採取及び当該採取を補助する作業

イ 患者等の搬送及び移送並びにこれらの作業に使用した車両その他の物件の消毒その他の処理作業

ウ ア及びイに掲げる作業に準ずる作業として市長が認める作業

(2) 手当の額は、(1)の作業に従事した日1日につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。(附則第3項関係)

ア 患者等の身体に接触して、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として市長が認める作業に従事した場合 4,000円

イ アに掲げる作業以外の作業に従事した場合 3,000円

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

(根拠法令)

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第190号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

職員を派遣してその業務に従事させることができる団体に、一般社団法人デイスカパー東広島を追加しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第2条 任命権者（一略）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（一略）を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人

議案第 191 号

東広島市税条例及び東広島市都市計画税条例の一部改正について

(財務部資産税課)

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税に係る新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るための特例措置を講ずるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、中小事業者等が令和3年3月31日までに生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に対して課する固定資産税の課税標準を最初の3年度分に限り零とする措置について、その適用の対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。(第1条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日等

(2) 経過措置

令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第192号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 改正の要旨

次の表に掲げる地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所及び中浜コミュニティ広場を廃止しようとするものである。

高美が丘四丁目コミュニティ会館
高美が丘七丁目コミュニティ会館
高美が丘八丁目コミュニティ会館
田代会館
北組集会所
8の組コミュニティホーム
浜地区集会所

2 施行期日

令和2年11月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第193号

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 改正の要旨

次の表に掲げる東広島市老人集会所を無償で譲渡することに伴い、当該東広島市老人集会所を廃止しようとするものである。

小谷福寿会館
重兼老人集会所
下板城地区老人会館
梶屋迫老人集会所
丸山日の出老人集会所
丸山老人集会所
新開老人集会所
中組老人集会所
平上老人集会所
河戸老人集会所

2 施行期日

令和2年11月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第194号

東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(健康福祉部介護保険課)

1 改正の理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所ごとに置く管理者の要件の特例を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 主任介護支援専門員の確保が著しく困難であることその他やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員である者を管理者とすることができる。(第4条関係)
- (2) (1)に定めるもののほか、経過措置により令和3年3月31日における管理者が介護支援専門員である者である場合には、同日の翌日から令和9年3月31日までの間は、引き続き、当該介護支援専門員である者を管理者とすることができる。(附則第3項関係)

3 施行期日

令和3年4月1日等

(根拠法令)

介護保険法

第81条

- 2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

議案第 195 号

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について

(建設部建設管理課)

1 改正の要旨

西高屋駅前第 1 自転車駐車場及び西高屋駅前第 2 自転車駐車場の敷地の用に供されている土地が分筆されたことに伴い、これらの自転車駐車場の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

名 称	現 行	改 正
西高屋駅前第 1 自転車 駐車場	東広島市高屋町中島 4 5 1 番地 5 地先	東広島市高屋町中島 4 5 0 番地 2 3
西高屋駅前第 2 自転車 駐車場	東広島市高屋町中島 6 4 5 番地 5 地先	東広島市高屋町中島 6 3 1 番地 1 5

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第196号

東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 改正の理由

東広島市立図書館の開館時間及び休館日を変更しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 開館時間 (第7条関係)

図書館の開館時間を次のとおり変更する。

名 称	現 行	改 正	
		平 日	日曜日等
東広島市立中央図書館	午前10時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで	午前10時から午後6時まで
東広島市立サンスクエア児童青少年図書館		午前10時から午後8時まで	午前10時から午後6時まで
東広島市立黒瀬図書館		午前10時から午後7時まで	午前10時から午後6時まで
東広島市立豊栄図書館		午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 (第8条関係)

ア 中央図書館及び地域図書館

月曜日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときにおける休館日を次のとおり変更する。

区 分		月曜日		直後の平日	
		現行	改正	現行	改正
中央図書館	月曜日が休日（振替休日を除く。）に当たるとき。	開館日		休館日	
	月曜日が振替休日に当たるとき。	開館日	休館日	開館日	
地域図書館	月曜日が休日（振替休日を除く。）に当たるとき。	休館日		休館日	開館日
	月曜日が振替休日に当たるとき。			開館日	

イ 移動図書館

休館日を次のとおり変更する。

現 行	改 正
中央図書館の休館日である日	地域図書館の休館日である日
日曜日及び土曜日	

3 施行期日

令和3年4月1日

(根拠法令)

図書館法

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

議案第197号

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 改正の要旨

八本松市民プール、清武西区民プール及び小田区民プールを廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和2年11月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。